

大洗町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成 27 年 1 月 28 日

大 洗 町

(目的)

第 1 条 大洗町は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」及び「地方人口ビジョン」の策定等を行うため、大洗町まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「本部」という)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 施策推進にあたっての情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第 3 条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(本部会議)

第 4 条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者その他関係する者等、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(下部組織)

第 5 条 本部長は、本部の事務に関する調査及び検討を行うため、検討部会、プロジェクトチーム等の下部組織を置くことができる。

- 2 下部組織の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 5 条 本部に関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

別表 大洗町まち・ひと・しごと創生推進本部員

| | | |
|--------|-------------|--------|
| 教育長 | まちづくり推進課長 | 総務課長 |
| 町長公室長 | 財務課長 | 税務課長 |
| 住民課長 | 福祉課長 | 生活環境課長 |
| 都市建設課長 | 上下水道課長 | 農林水産課長 |
| 商工観光課長 | 健康増進課長 | 議会事務局長 |
| 会計課長 | 教育次長兼学校教育課長 | 生涯学習課長 |
| 消防長 | | |